

## 議会改革検討委員会記録

### 1 開会、閉会について

平成28年4月20日午前10時00分、各派交渉会室において開会し、午前11時52分閉会した。

### 2 出席委員氏名

沖山 仁 君	加納 進 君	高柳 東彦 君
はら つとむ 君	西村 孝幸 君	とも 宣子 君
中沢 えみり 君	加藤 拓 君	堀 よしあき 君
大瀬 康介 君	井上 ノエミ 君	渋田 ちしゅう 君
佐藤 篤 君		

### 3 オブザーバー

議長	副議長
樋口 敏郎 君	福田 はるみ 君

### 4 報告事項

#### (1) 「体系図」について

前回の本委員会で正副座長に一任された「体系図」について、次の3点を修正することについて事務局長から説明があった。

ア 前期の議会改革検討委員会報告書を踏まえて、具体的施策の分類表記を「やりやすい」「やりにくい」から、それぞれ「早期に結論を出すもの」「長期的に検討して結論を出すもの」に修正する。

イ 「委員会における傍聴議員の写真撮影場所（一般傍聴席のあり方を含む。）」のうち、「傍聴議員の写真撮影場所」については、既に結論を得た課題に表記を修正する。

ウ 「議会基本条例の制定」については、「長期的に検討して結論を出すもの」に分類する。

### 5 協議事項

#### (1) 今後の検討スケジュールについて

配布資料に基づき、スケジュール案について公明党、自民党から説明し、案のとおり決定したので、協議した内容に基づき検討結果を取りまとめ、議長に報告することとした。

#### (2) 具体的施策について

ア 「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正について  
前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳し協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

イ その他

（ア）常任委員会の映像配信について

前回配布した資料について説明し、協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

（イ）議会映像配信について

手元に配布した資料について説明し、協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

（ウ）委員会における一般傍聴席について

手元に配布した資料について説明し、協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

（エ）タブレット端末の配布（ペーパーレス化）について

手元に配布した資料について説明し、協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

（オ）区議会ホームページの充実について

前回配布した資料について説明し、協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

（カ）議会報告会の実施について

手元に配布した資料について説明し、協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

（キ）議会モニター制度について

手元に配布した資料について説明し、協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

（3）次回の協議事項について

本日協議した具体的施策について、引き続き、協議することとした。

（4）次回の開会日時について

次回は、5月17日（火）午後3時から開会することとした。

会議の概要は、次のとおりである。

午前10時00分開会

座長（沖山 仁君）

ただいまから、第5回議会改革検討委員会を開会いたします。

初めに、報告事項を申し上げます。

本委員会における検討項目の体系図について、事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

配布資料の2枚目、体系図をご覧ください。

3点、変更点がございます。

まず、第1点目ですが、右上の点線で囲った丸と三角の凡例につきまして、前々回の委員会において、丸が「やりやすい」、三角が「やりにくい」という整理をされました。この表記の修正については、前回の委員会で正副座長に一任をされました。正副座長で調整の結果、前期と同様の仕分けという結論となりまして、丸が「早期に結論を出すもの」、三角が「長期的に検討して結論を出すもの」に、それぞれ整理し直したものでございます。

2点目でございますが、右側の具体的施策の上から三つ目、委員会における傍聴議員の写真撮影場所（一般傍聴席のあり方を含む）の項目の中の「傍聴議員の写真撮影場所について」は、一定の結論が出ましたので、結論を得た課題としまして白抜きに表記を改めました。

3点目でございますが、一番左側の議会改革の下、「議会基本条例の制定について」でございます。これにつきましては仕分けがされておりましたが、「長期的に検討して結論を出すもの」に整理をさせていただきました。

以上が変更点でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明について、何か、ご質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの説明のとおり、ご承知おき願います。

以上で報告事項を終わります。

座長（沖山 仁君）

続いて、協議事項に入ります。

初めに、本委員会における今後の検討スケジュールについて、ご協議いただきます。

本件については、公明党、自民党の両会派から案が提示され、委員の皆様には事務局から事前に配布いたしました。本日、改めてお手元に配布しております。

それでは、本スケジュール案につきまして、両会派からそれぞれ説明をお願いします。

委員（高柳東彦君）

その前に確認しておきたいのですが、それぞれ自民党案、公明党案となっておりますが、これは会派内で検討されて、会派として出したものという理解でよろしいですね。

例えば、自民党案で行きましょうとこの場で確認して、各派交渉会でこう決まりましたとなったときに、自民党の執行部から疑義が出ることはないでしょうね。

副座長（加納 進君）

ありません。

座長（沖山 仁君）

私どもも両会派からそのように聞いております。

それでは、公明党、加納副座長より説明を願います。

副座長（加納 進君）

お配りした資料ですが、ロードマップともう一枚、先月の答申で出てきました第31次地方制度調査会の答申の議会に関する部分を抜き取ったものをお配りさせていただいています。

会派としましては、この検討委員会が始まった冒頭でも申し上げたかと思えますけれども、前期の議会改革検討委員会で約2年掛けて検討され、最終的に出された報告書は非常によくまとまっていると思っています。この報告書を受けて今期もスタートしたという認識ですが、特に、前期の報告書の中に「今後の方向性について」という部分がありまして、その冒頭、基本的な考え方・理念が、その当時最新の地方制度調査会、第29次の地方制度調査会の答申を引用されています。

議会の基本的な機能を紹介されているのですが、先ほど紹介した第31次の地方制度調査会の答申においても、改めて議会の役割、機能について「議決による団体意思の決定機能、あるいは監視機能、政策形成機能等、議会には最も重要である」と書いてあります。これに加えて「多様な住民のニーズを把握」、意見の集約機能といいますが、これが今求められている。この大きく四つ、細かいことを含めればもっといろいろな機能が求められると思います。

その求められる機能を果たすための議会改革であると思うのですが、第31次地方制度調査会の答申には、（2）議会制度や議会運営のあり方として、「招集については通年会期制の導入がなされ、必要に応じて活用していくことが重要である」とか、議決事件の対象についても書かれてありますし、ICTの活用、議会事務局・議会図書室の機能向上等もうたわれ

ています。このような中、墨田区としても議会改革の検討を重ねてきたのは時代の要請に基づいていると思うのですが、少し時間を掛け過ぎかなという感じもします。

ここでロードマップに戻りますが、この検討委員会、基本的には開かれた議会を実現するためにどうするかという大きなテーマがあります。開かれた議会のための検討を密室で行うのはいかがなものかと思しますので、基本的に公開で行うべきだと考えます。会派としましては、その基本的な考えに基づいて検討委員会がスタートしましたので、一定の検討を行った後は議会基本条例の検討のための特別委員会にするのがいいだろうと考えています。

このロードマップでは、8月頃まで検討して、9月に特別委員会で基本条例の検討をと考えています。特別委員会の設置となると定例会での議決が必要ですので、9月というのは第3回定例会でと想定しているわけです。これが第4回定例会になっても、あるいは来年に入ってしまったって構わないのですが、「特別委員会を設置して、議会基本条例を制定しよう」という考えに基づいたスケジュール案だにご理解いただければと思います。

議会基本条例の制定に合わせて、専門的な知見、有識者の先生のご意見を伺ってもいいと思いますし、素案作成の段階でパブリックコメントを求める必要もあると思います。また、区民の皆さんとの意見交換会のようなものも必要だと思いますし、制定の段階で、議会主催のシンポジウムを開催してもいいかと考えています。

コンテンツについてはこれから皆さんの考えを聞いていきたいと思しますので、ここには載せてありません。ざっくりとした、あくまで今後のスケジュール案という考え方でございます。

委員（加藤 拓君）

我々自民党会派としましても、「特別委員会の設置」と「議会基本条例の制定」については合意しておりまして、なるべく早期に先へ進めたいということで、具体的なスケジュールについて考え方を書かせていただきました。

まず、前回までの議会改革検討委員会の中で課題とされているものを取り出して、早期に結論を出すべき課題については優先して取り上げ、区民への情報発信、区民ニーズの把握などの体系図にしたがって、議会改革検討委員会を特別委員会化したときに議題にすべきものなのか、例えばタブレット端末の配布についてといったことは特別委員会の議題としてはそぐわないのではないかなというように感じで仕分けをしていくということです。

4月に課題として、各会派なり各委員に持ち帰っていただいて、翌月にその結論を出すと。「具体的にこうする」という結論ではなくて、例えば議会報告会の実施については特別委員会の中で話し合うべきか否か、それぞれ方向性を示していくという考え方で、ある程度具体的なスケジュールを出させていただきました。

ただ、早期に結論を出すべき課題については、今月、皆様にお諮りして、来月までには一定の結論を出したいと考えております。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明を踏まえて、ご意見を承りたいと存じます。

何か、ご意見はありませんか。

委員（西村孝幸君）

両会派から提出いただいたものに対して、質問と確認をさせていただきます。

まず、加納副座長からロードマップを示していただきましたが、最初の全員協議会までの間に、長期的なものも含めてある程度仕切っていこうというお考えだと理解してよろしいですか。

副座長（加納 進君）

今まで2年掛けて結論が出なかった課題もありますので、この場で全ての結論が出るとは思っていません。ただ、議長に対して一定の報告をまとめることは可能かと思えます。

委員（西村孝幸君）

では、もし特別委員会を設置するとなったときは、主に条例制定というところに軸足を置くということでしょうか。

副座長（加納 進君）

市議会議長会の最新のデータを見ると、もう既に多くの自治体や議会で議会基本条例を制定しています。その多くの先例を見ると、議会基本条例というのは「条例」ですから、あくまでも理念、考え方を示していて、その考え方を定めた上で、並行して細かいことについて分科会などを設けて検討していくといった感じでした。

ですから、先ほどのタブレット持込みのお話など条例に盛り込まなくてもいいようなことについては、この検討委員会で結論を出せるのではないかと思います。

委員（西村孝幸君）

自民党案についてですが、加藤委員のご説明では、特別委員会で行う議論の幅が公明党案より少し広く、条例はもちろんです、それに付帯することについても特別委員会として議論していこうという印象を受けました。

そうすると、もし特別委員会の設置が合意できるのであれば、それまでに何をしていくのか。特別委員会をスタートさせるまでに、どのように方向付けて共通理解とするのか。それによって、特別委員会の議題や課題認識が共有化されて、議論をより深めることができるのではないのでしょうか。

皆さんのご意見を伺いながら整理していった、時期も含めてですけれども、自民党から具体的で個別的なものまで出していただいていますので、この案でいくのか、公明党さんの案で行くのか、そのあたり皆さんのご意見を伺って共有化できると、私は議論がぐっと進むような気がするんです。

委員（高柳東彦君）

特別委員会で基本的なことについて検討しましょうということについては、どの方も大いに賛成していると思いますので、その方向で進めていけばいいと思うのですが、今お話があったように、問題は特別委員会で何を議論するのかということだと思います。議会改革全般となると幅が広すぎて、また特別委員会は公式な議論の場ですから、かえって結論が出せなくなってしまう。

特別委員会は、特定の項目、事案について調査研究することが本来の目的ですから、議会改革の中の何を特別委員会で検討、議論して決めていくのかをよく話し合っ取りまとめていく必要があると思いますが、この場で処理できるものについては特別委員会設置までに処理するということがいいのではないかな。

委員（渋田ちしゅう君）

高柳委員がおっしゃることもそうですが、例えば、私が提案させていただいた請願と陳情の扱いについて、議会改革特別委員会が設置されたときに、議会運営委員会との兼ね合いはどうなるのか。その両委員会で取り扱う個々の案件について、きちんと整理しておく必要があると思います。

次に、自民党案にある国会における質問主意書の方式、文書質問制度について私は大賛成でして、いつかやりたいと思っていた案件で、これは是非やりたいと思っています。この場合の文書の扱い方、回答者は区長になるのかと思いますが、それは公文書として形式上きちんとするのでしょうか。公文書となると情報公開の対象になりますので、文書の扱いをきちんと整理する必要があるのかなと思います。公文書で回答いただくのであれば、私たち議員からの質問も公文書になり得ると思いますので、文書の扱いについてはきちんと整理しておく必要があると思います。

副座長（加納 進君）

今の文書質問制度も、まずその制度を採用するかどうか、採用するとなったら詳細な制度設計は特別委員会というより別の場でとなると思います。最終的に議会運営委員会等の決定を経なくてはなりませんので、高柳委員がおっしゃるように整理が必要だと思います。

議会基本条例の制定で合意されたら、基本的に特別委員会は条文を検討する会にするべきだと思います。既にかなり時間を掛けて議論をしていますので、そんなに時間を掛けないでも条文はでき上がると思います。私がよく参考にしている福島市議会では既に条例を制定しており、議会改革の流れをホームページで公開しているので、是非ご覧いただきたいと思います。福島市議会ではゆうに30回を超える特別委員会を開催し、その都度「次はこの条文を検討するので、各会派で意見を集約すること」として、会派ごとに意見開陳のようなことを行っています。「この条文は載せる」「これは載せない」とかなり活発に、それこそ前文といったところから一つ一つの文言について議論をされています。

特別委員会となればそのような流れで、詳細な制度設計はまた別になるかと思っています。

委員（佐藤 篤君）

公明党案については概ね同意で、ロードマップについてはこのとおり進めていけばいいだろうと思っています。その公明党案の、「検討・随時報告」といった細目が自民党案であるという認識でご覧いただくと分かりやすいと思います。

自民党案は、「仕分ける」という発想です。結論を出すわけではなくて、これを特別委員会で扱うべきなのかどうかという考えの下で、条例をどうするかというのは非常に大きな課題だと思っています。全国の約半数で制定されている議会基本条例には幾つかのタイプがありますが、理念条例に終わってしまって実際それが活用されないという事例もあり、学術論文においても指摘されています。

条例とはそもそも法規ですから、この自民党案の具体的な施策と前回の報告書に掲載されている課題について、それが法的に縛るべきものなのか。条例をつくるということは我々の議会活動を縛ることになりますので、それが正しいのかどうか、条文に落とし込むことが正しいのかどうか、きちんと仕分けができれば非常にいいのではないかと、その観点を是非共有したいと思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議いただきました内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきます。

なお、報告書の案文については、座長に一任願います。



座長（沖山 仁君）

次に、具体的施策について、ご協議願います。

まず、「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の改正」についてですが、本件は前回協議した結果、各会派に持ち帰り、改めてご協議願うこととしておりましたので、順次、各会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

我々の会派は、まず区議会だけ取り出して、現在ある附属機関並みの要件で、新たに区議会として条例をつくるべきということで結論を得ております。

委員（とも宣子君）

公明党としましては、この費用弁償条例の改正について、日当という文言があり、その他以外の実費についても「できる規定」になっていきますので、これをしっかりと支給するようにしっかり明示することが大事ではないかということです。

今のところは、鉄道費、船賃、航空費、車賃、宿泊料及び食卓料など、一番多いところで最大7種ありますが、本区でもこの7種を明示して、しっかり支給できるようにするという事です。あと、区から給料を受ける職務にある者には支給しないというただし書きが、ほとんどの議会で一般的になっていますので、それも加えるということです。

その他については、基本的に区職員の旅費に関する条例を適用することでいいのではないかとということです。

委員（高柳東彦君）

現行の条例は、選挙管理委員会だとか監査委員だとかも一括になっているので、それも含めて改正する。基本的な方向はそれでいいかなと思いますが、費用弁償の内容として、きちんと実費を上回る基準で定めるべきだと思います。

問題は謝礼をどうするのかということで、著名な大学教授あるいは研究者の人に来てもらうのであれば、それなりの謝礼を支払う必要が出てくるでしょうから、それも実態に見合う内容で決めていくことが望ましいのかなと思っています。

委員（西村孝幸君）

議会として費用弁償条例をやることは、そのとおりだと思っています。その上で、そもそもなぜこれが議題になったのか。一つは、専門性や知見を有する人の意見を伺って、それが議会の審議に資するためにどうするのかということが始まりだったと思います。この理解を共有した上で、一方で区民の方に対して、なぜ出すのか説明が求められます。とも委員がおっしゃったように、きちんとした明確な根拠という点もありますし、高柳委員がおっしゃったように、どれぐらいの謝礼が妥当なのかという点もあると思います。

やはり、区民の方へ、お金を支出することの説明がきちんとできるように、併せて、それをきちんと生かせるように、少し幅を広げることについてはいいのかなと思っています。基

本的に、皆さんの考えの方向性は同じだと考えています。

委員（堀 よしあき君）

我が会派も皆さんと同じように、費用弁償の種類、多くは7種類だと思いますが、本区は日当だけですので、他区の事例も参考にしつつ、日当以外の費用を給付すべきという考えです。

委員（大瀬康介君）

費用弁償の条例を改正することには賛成で、費用弁償の支払い方も、一般の方と有識者を分ける必要があると考えます。有識者以外でも、我々が分からないこと、専門的に知らっしゃる人もいますが、専門的な知見を有する有識者、例えば大学の先生であったり経済学者であったり、そういった方をお招きする場合、やはりそれにふさわしい費用を支払う必要があると考えますと、一般の方の費用弁償と別に「有識者」という枠を設けて支払うべきだと考えます。

委員（井上ノエミ君）

私は、皆さんと同じです。

委員（渋田ちしゅう君）

謝礼については賛成ですが、高柳委員もおっしゃっていたとおり、きちんと基準があったほうがいいと思います。差があって当然だと思いますが、例えば、同じ大学でも学部長クラスの教授をお招きする場合と一般教授、助教授、准教授をお招きする場合、それぞれきちんと差を付けるぐらいにしないと。また、同じ教授でも、論文を発表して一学有名になられた先生ではまた違うランクにするとか、それは大変なことだろうけれども、謝礼の基準はあって然るべきだと思います。

どこかの自治体でそういう基準があったら、少し調べたほうがいいのかと思います。

副座長（加納 進君）

四日市市が一般の方と有識者と分けています。有識者が1万6,000円、その他の者が7,900円だったかと思いますが、どういう人が有識者で、どういう人がその他の者なのか。その基準をきちんとしておかないとおかしいと思うんです。

例えば、地域包括ケアは大きな問題ですので、議会として調査特別委員会をつくり、専門家をお呼びしましょうとした場合、医師会の人是有識者なのか、介護事業者の人はその他の者なのか、その辺、分かりづらいです。

基準を設けるのは大変な作業だと思いますので、謝礼を設けるのであれば、それは例外なく出さざるを得ないのではないかという気がします。

委員（大瀬康介君）

区内の方と区外の方では当然交通費が異なりますから、まずそこで分けて、公的な資格を持っていらっしゃる方、あるいは公的な肩書を持っていらっしゃる方で分けるという方法が

あると思います。マスコミなどでは、例えばテレビ局に人を呼んだ場合、すごくランク付けがされていますので、そういうのを参考にしたらいいかと思います。

副座長（加納 進君）

国会では、公聴会で参考人招致をしますが、基準は一律で、どんな肩書だろうが拘束する時間に依りて二通りしかなかったと思います。プラス旅費規程に則って、鉄道賃や宿泊費などは出していると思います。

区内の一般の方も有識者も一律1万5,000円とか、日当という位置付けではなくなるかも知れませんが。

委員（佐藤 篤君）

参考までに事務局長に伺いますが、区の附属機関に公募委員あるいは学識委員がいらっしゃると思いますが、その仕分けはどうなっているか分かりますか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

附属機関の委員報酬は、学識経験者と一般とに分かれています。

委員（佐藤 篤君）

そうすると、私たち自民党の見解としては、附属機関の基準と合わせるという考え方ですので、学識者が条例上は区長の定める額ということで2万円になっていると思いますが、これに合わせるのが妥当という見解です。

委員（加藤 拓君）

いわゆる7種の費用弁償、「日当」を引くから6種類になりますか、これを加えれば、例えば遠方からお呼びしたときも、交通費なり宿泊費なり出せますし、プラス謝礼、報酬が出せるのであれば、悪くはない案になるのではないかと思います。

副座長（加納 進君）

墨田区の条例は、出頭又は参考人として呼んだ人に対する費用弁償ということで、地方自治法207条の規定に基づくとされていますが、100条に基づいてお呼びすることもありますよね。多くの自治体の条例では根拠法令を明示していますよね、自治法の74条とか、100条とか、199条とか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

これを見ますと100条も入っていますね。100条の規定により出頭した者、参考人について、実費弁償という規定になっています。

副座長（加納 進君）

207条になると、全部含まれるのかな。

区議会事務局長（浜田将彰君）

そういうことになるのかと思います。

副座長（加納 進君）

基本計画が議決事件になって、関わっていただいている有識者、参考人を呼んで、大きな公聴会を開こうとなったときに来ていただく場合と、普通の参考人と、同じでいいのかということもあると思います。

座長（沖山 仁君）

議会の調査、公聴会に出頭する者の費用弁償条例の改正について皆さんからご意見を聞いており、方向性は一緒だと思いました。若干、謝礼について学識経験者など出頭する者の職によって区別するかどうかという点ではありますが、皆さん意見の方向性は一緒だと思うんです。誰かまとめられる方がいらっしゃれば、もしくは私どもに一任していただければと思いますが。

委員（西村孝幸君）

例えば、観光の専門家をお招きしてご意見を伺う場合、観光の専門家は学識者とは異なると思います。この辺りが一番難しいところなのかな、いわゆる参考人ではないし、学識かと言われればそうではないし。行政機関の附属機関の会長とか副会長になられる方は大体学識枠がありますけれども、それとは少し毛色が違うのかなと思います。

正直、線引きはすごく難しいところだと思いますので、その辺り少し考慮してまとめていただきたいと思います。

副座長（加納 進君）

それと、費用の種類などもそうなのですが、まず今の条例から区議会のことを抜き出して条例化するのか、別の条例化するのか、この条例自体を改正するのかについて、皆さんの合意を得たほうがよろしいかと思うのですが。

委員（佐藤 篤君）

論点は二つで、一つは、今、選挙管理委員会と監査委員と議会のことが一緒になっている条例から区議会に関するものを抜き出すかどうか。これはおそらく異論はないのだろうと思いますので、抜き出す方向で取りまとめられるのがよいかと思います。

それともう一つ、費用の部分については幾つか案が出ました。民間のテレビ局等の基準を参考にすべきという意見もありますし、附属機関、役所側の金額と合わせるのかという点、これについては擦り合わせを行う必要があると思います。

一般の者が学識者かという線引きは難しい問題ですが、あまり細かく分けるとすごい量になると思います。医師でも、区民なのかそうでないのか、学部長などの職位は、これを規定するのは極めて困難ですので、ある程度の例示をして、附属機関の何か内規のようなものを参考にして、一定の部分はその都度、委員長の裁量で決めていくことが望ましいのではないのでしょうか。

委員（高柳東彦君）

佐藤委員の意見の方向でいいと思うのですが、議会の独自性をどう出していくかという点

からすると、単独で、議員提案で条例化するということが最も好ましいだろうとは思いますが。

その上で、費用弁償、地方から来た場合の実費などは必ず保証できる内容にして、プラスアルファ、謝礼として、著名人や大学教授クラスの人に来てもらう場合に一般的な相場の金額があるでしょうから、それを併せた総額を支払える内容にしていくこと、費用弁償の中に今までどおり日当という形で入れてもいいし、別に分けてもいい。それはまた、区長側でどのように処理しているのかを参考に出してもらって、それで決めたらどうですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

確認をさせていただきますが、日当の5,000円という額は、決して低い額ではございません。日当を出していないところもあります。今の議論は、今の日当5,000円にプラスして謝礼をお支払いするというのでしょうか。

委員（高柳東彦君）

私が言っているのは日当という考え方ではなくて、実費弁償、あくまでも交通費や宿泊費の実費は、実費以上は保証すると。それプラス、謝礼の意味合いで日当を加味するのか、あるいは日当という言い方をしないで、報酬や謝礼といった名称にするのか。

委員（佐藤 篤君）

高柳委員の発言に同感です。資料2でいうと、恐らく千代田区の事例に「別枠で報酬を支払う」とあり、こういう考え方だと思います。鉄道、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、つまり発言の対価としての報酬以外の部分、実費として掛かる交通費等の部分と報酬を切り分けて規定する。こういう意見でまとまっていると認識しています。

副座長（加納 進君）

多くの自治体で定めている費用弁償の種類は、基本的には旅費規程に準じているわけです。だから、職員の旅費規程と一緒に、一般的に旅費というのは定額払いですよね。通常はそれに日当も含まれていますが、墨田区だけどういうわけか日当を切り離していたわけです。

旅費規程、区長か副区長に準じた定額払いでいいと思うのですが、それだと、遠方から宿泊込みで来る方以外は日当だけになってしまう。だから、それ以外の謝礼は「できる規定」がいいのではないかと思うんです。都度、判断するのは難しいですが、例えば100条に基づいた調査特別委員会を設置する場合は、場合によっては不法行為を調査することもあるわけですよね。そういったことについてお呼びした参考人に対して日当をお支払いするのは、これは当然だと思いますが、謝礼のようなものが全ての参考人に適当かどうかは、今この場では判断できませんので。

委員（大瀬康介君）

謝礼に関しては、そこから得られた内容をどう評価できるかに掛かってくると思います。区の方針を定めるに当たってとても参考になった場合は当然謝礼金を出すべきだと思いますし、特に参考にならなかつたなというときは出さないとか、そういうふうにした方がいいの

ではないかなと思います。

委員（佐藤 篤君）

そういう議論になってしまうと、難しいですよ。結局、タイムチャージみたいな考え方で、そこに出席して発言することに対する対価ですよ、根本的には。だから、附属機関の7,500円は最低額としては、どんな場合であっても、例えば不法行為の調査であっても、その方が違法なことをやっていない限り、時間を割いて出頭していただいているわけですから、それは支払う。専門的な知見をお持ちの方は、それに上乘せして支払うという考え方の「報酬」と位置付けざるを得ないのではないのでしょうか。おっしゃることはよく分かるのですが、方法としてはそれしかないだろうと思います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

そうしますと、二つ考え方があって、一つは実費弁償、旅費や宿泊料といった実費を明確にするということです。もう一つは、出席した方に対して何らかの謝礼として支払う。今、5,000円になっておりますけれども、これを固定しないで、学識経験といったものに付加して、金額を区分するというところでよろしいでしょうか。

委員（高柳東彦君）

条例で限度額を決めておいて、あとは議会の規則か何かで定めればいいのではないですか。

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまのご協議いただきました内容に基づきましては、検討結果を取りまとめ、議長に報告をさせていただきます。

なお、報告書の案文につきましては、座長に一任を願います。

座長（沖山 仁君）

次に、その他についてですが、先ほど、今後の検討スケジュールでご協議いただきました自民党案に示されております4月の内容に従い、順次ご協議を願うものであります。早期に結論を出すものの課題として、常任委員会の映像配信、議会映像配信、委員会における一般傍聴のあり方、タブレットの端末の配布（ペーパーレス化）を取り上げさせていただきました。改めて、この四つの課題についてのご意見を、皆様方からお聞きしたいと思います。

最初に、常任委員会の映像配信について、議題に供したいと思います。

前回の資料で、常任委員会で映像配信しているのは、台東区と豊島区の2区でございます。

副座長（加納 進君）

確認ですが、先月までのこの会での事務局長の説明だと、機器の更新が迫っていて、機器を更新した際にはその機能が得られるということで間違いはないですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

本会議場の映像システムと音響システムが老朽化しておりますので、総務費で予算を付けていただいて、庁舎リフレッシュ計画の一環として、本会議場をリニューアルさせていただくことになっております。

委員会室も同様に老朽化という課題がございます、これについてはこれから予算要求をすることになるのですが、できれば来年度予算で対応と考えております。常任委員会の映像配信ということになれば、委員会室のリニューアルに伴って対応させていただければと考えております。

委員（加藤 拓君）

これについて今後どうするかについては、今回は一旦持ち帰って、来月ご報告したいと思います。

あと、条例に盛り込むもの、特別委員会で話し合うものか否かについては、映像配信は条例に書かれているところが多い。その辺りも含めて、会派内で話し合いたいと思います。

委員（高柳東彦君）

確認しますが、本会議の映像配信システムと、第2委員会室でやっている予算・決算特別委員会の映像配信システムは連動していないのかな。

区議会事務局長（浜田将彰君）

現在、連動しておりません。

委員（高柳東彦君）

全く別のシステムなのか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

委員会室の映像を19階の調整室のインターネット配信機器に取り込むための配線をつなげなければ映像配信はできませんので、そういった作業が必要になります。

委員（高柳東彦君）

第2委員会室と同じことを第1委員会室でやるとすると、相当な改修が必要になるのか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

そのように考えております。

委員（高柳東彦君）

あと、本会議の中継時に言葉が表示されるようにならないのかなど、いろいろありましたよね。視覚障害者の方の対応など、そういうのは改善されるわけですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

特にそこまでの予算措置はしておりません。

委員（西村孝幸君）

委員会室については来年度、平成29年度予算の要求を考えていらっしゃるということですよ。もしその予算が付いてから工事をするとすると、平成30年度頃にシステムが整備されるといったイメージでしょうか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

工事期間がどの程度かによりますが、本会議場の工事自体は1カ月程度と言われていて、ただ、その前後の準備がありますので大体3カ月は欲しいと言われております。委員会室も、おそらく同じぐらいになるだろうと思います。

もう一つ、委員会室のリニューアルをする場合に改善したいと思っておりますのは、今、第2委員会室の中継時には映像を19階に送信して、19階に職員が行って操作するわけですが、それでは非常に非効率ですので、できれば調整室を19階から委員会室がある17階に移したいという思いもあります。

委員（大瀬康介君）

工事をするとすると、例えば天井に付いているカメラのようなイメージになると思います。あれだと上から俯瞰で見ているような映像になってしまって、臨場感がないと思うんですよ。簡易に固定できる三脚などでカメラを設置して映したほうがいいのではないかなと思うんです。

カメラを三脚に設置したまま移動できるようなものを設置するか、カメラを2台にしてスイッチングシステムを使って放送する方法もあります。配線さえきちんとできれば工事の必要はないですよ。

区議会事務局長（浜田将彰君）

現在、委員会室には3台のカメラを設置してしまっていて、職員がそのスイッチングをしています。今後、カメラを更新する際には皆様とご相談させていただきたいと思っております。

委員（大瀬康介君）

固定にしないほうがカメラも更新しやすいと思いますよ。固定だといちいち工事しなくてはいけない。



委員（佐藤 篤君）

前回聞いたかも知れませんが、平成29年度予算で要求する委員会室リニューアルの額と、第1委員会室を第2委員会室と同様の仕様にする場合はどのくらい掛かるのか、教えてもらえますか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

見積もりの段階ですが、1委員会室について1,000万円程度掛かると言われています。委員会室は3つありますので、3,000万円ぐらいになると思います。

委員（佐藤 篤君）

そのシステムは何年ぐらいもつのですか。次にまた3,000万円掛かるのはいつですか。

区議会事務局次長（岐部靖文君）

システムそのものは大丈夫だと思います。例えば、カメラやパソコンといったものは短いサイクルになりますが、システム自体は今でも結構古いものを使っています。

副座長（加納 進君）

音声はどうやって拾うのですか。音声も聞こえますよね。

区議会事務局次長（岐部靖文君）

マイクを使っていますから、その音をカメラが拾っているのかなと思います。

私、実際に台東区のシステムを見たことがあります。本当に小さいカメラを後ろに立てて撮っているだけで、ずっと固定の画面でした。

委員（大瀬康介君）

それは、現場の音を録っているだけです。音声を別につなぐなら、その中にまた機械を一つ入れないといけない。

区議会事務局次長（岐部靖文君）

どのようなシステムを入れるかによりますが、例えば、議員さんの名前を選択すると、その席をズームして、そこにテロップを入れられるシステムもあります。今よりも多くの画面を映し出せる機能が、大体どのカメラにも付いています。

委員（大瀬康介君）

それを入れたとしても、工事を伴わないから安くできますよ。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見の取りまとめをお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、議会の映像配信について、ご協議願います。

今日、お配りしております資料の、17期報告書31ページと32ページでございます。議会映像配信及びその問題等についてご意見を承ります。

委員（佐藤 篤君）

これはさっきの話の続き、ユーストリームの活用について、今議論するということですか。そうすると、やはり私たちとしては、今回までの宿題ではなく、今回新たに課された宿題ですので、持ち帰りしたいと思います。今日は、先ほど大瀬委員から話があったコスト面、これは大きな課題だと思います。各会派で、コストを掛けてよりよいものを求めるのか、あるいはコストを掛けないで最低限のものでいいのかとか、その見解をまとめてくるという宿題になると思います。

委員（西村孝幸君）

いつまでにどうやるかも課題になると思います。

委員（佐藤 篤君）

それを出し合うのがよいかと思います。

委員（西村孝幸君）

先ほど、少しお話ししましたように、そのままでいくと平成29年まで本当に待っていていいのか、今できることは何なのかということもあると思うんです。極端に言えば、暫定的に常任委員会を第2委員会室で開けば映像配信はできるわけですね。お金を掛けるということは、区民の皆様にご理解していただかなければならないという大前提に立つので、そういう意味では、コスト面を考えつつ、また今やれることは何か。スピード感を持ってやれることはやっていくのは大事だと思いますので、その辺のことについても各会派でご検討いただければと思います。

委員（大瀬康介君）

これ、今後、非常に重要になってくると思います。今、媒体が文書からインターネットの映像配信へなっていくだろうと予想されますし、区民からすると、議員とか議会がもっと身近になる可能性が高いんです。

ただ、広告の問題があります。画面の下に広告が出ますでしょう。その広告というのは、見ている人に関係ありそうな広告が流れるようになっています。だから、例えば不動産屋の広告が流れてしまったり、その結果がビッグデータとして特定の企業に流れる可能性があったりして、利用されてしまう恐れがある。だから、広告が出ないようなシステムにする必要がある。それは絶対条件だと考えます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

コストでございますが、以前、取りまとめた資料がございますので、ご報告をさせていた

だきます。

台東区がユーストリームを導入した経費でございますが、53万円強と聞いております。平成25年度でございます。台東区では非常にシステムにたけた職員がいたということで、その分は費用が掛かっていないということでございます。議会によって、この費用は増減があるとうご理解ください。

委員（高柳東彦君）

墨田区の場合は常任委員会と特別委員会は全く別々にやって、同時開催はしていないわけです。第2委員会室で常任委員会を開くとしたら、特に問題になることはあるんですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

問題は特にございません。区民の方にしっかり周知する必要がありますけれども。

委員（高柳東彦君）

将来的に第1委員会室のシステムを改修して、インターネット中継できるようにする。それまでの間、常任委員会を第2委員会室で開いて、インターネット中継をすることも可能なんでしょう。その辺も検討していただければ。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見の取りまとめをお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、委員会における一般傍聴のあり方でございます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

2枚の資料を用意させていただきました。第1委員会と第2委員会室でございます。

論点は、それぞれの委員会室に一般傍聴席を20席設けてございますが、この一般傍聴席がこの配置でいいのかということであったかと思えます。

委員（高柳東彦君）

これ、私が提起したんですが、その一つの動機としては、傍聴席が非常に遠いことと、音声が聞き取りづらいという大きな問題にあったんです。これは少し改善されたのかなという気はしているんです。

大きく変えるのはなかなか難しいかと思えますので、一般傍聴席の最前線のラインをもう少し前に出せないか。そのぐらいの改善はできないかなど。

区議会事務局長（浜田将彰君）

聞きづらいという点についてでございます。今年度、手話通訳の配置と磁気ループの設置を予定しております。既に磁気ループについては、本会議場と委員会室のそれぞれの傍聴席に設置してございます。本会議場は固定式でございますが、委員会室については、可動式ということで、既に現在の一般傍聴席を囲う形で磁気ループを設置してございまして、もし耳の不自由な方がいらっしゃった場合には、事務局で受信器を貸し出して対応するよう予定しております。そういった意味では、聞きにくいという部分は今後なくなるのかと考えております。

委員（高柳東彦君）

例えば、議員傍聴席は、議員が32人いるから32人分用意してあるわけで、常任委員会以外で使う場合には32人分必要な場合もあるのかも知れないけれども、常任委員会だったら24人分あれば、あるいは議長もいないんだから23人分あればいいわけで、1列削ろうと思えば削れるわけですよ。その分、一般傍聴席を前に出して、もう少し余裕を持たせるということは可能ですよね。

区議会事務局長（浜田将彰君）

議員傍聴席には、議員以外にも理事者が答弁で控える場合もございますので、その点も少し考慮しなければならないかと。

委員（大瀬康介君）

ライブ中継するようになれば、傍聴席にモニターを付けていただいて見られるようにするという、皆さんに放送されていますよというアピールにもなるので、天井に1カ所、大きめのモニターを付けたほうがいいんじゃないかと思えます。

あと、やはり音が聞こえないという方には、補聴器あるいは専用のイヤホンを貸すように

したらいいのではないのでしょうか。

委員（佐藤 篤君）

浜田事務局長、今、議員傍聴席の3席から4席に総務系の職員が控えていますが、あの根拠は何ですか。どうしてあそこに座っているんですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

あれは執行機関側の判断です。

委員（佐藤 篤君）

つまり、そこに議員が座っていたらどかされるんですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

それはありません。ここは議員傍聴席ですので、議員の方が優先です。

委員（佐藤 篤君）

つまり、今確認したかったのは理事者がそこにいる必要があるのかということです。それが不要ないということになれば、丸々1列、議員全員が座っても、1列8人分どかせることになるわけですから、その根拠を聞きたかったんです。

区議会事務局長（浜田将彰君）

座っているのは総務課長と職員課長、法務課長でございます。条例審議の際に何か聞かれた場合に対応するために座っていると思われまして。

委員（佐藤 篤君）

普通のその他の委員会の場合はどこか別室に控えているわけでしょう。

区議会事務局長（浜田将彰君）

そうです。

委員（佐藤 篤君）

必ずしもそこにいる必要があるのかということは、改めて検討しないといけない。慣例や紳士協定でそうなっているんでしょうけれども、そこまでちゃんと考えないといけないと思います。

副座長（加納 進君）

我々としても、もっと見やすいレイアウトもあるのかということも含めて、会派で考えたいと思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見の取りまとめをお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、「タブレット端末の配布について」、ご協議願います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

本日、新たに資料を配布いたしました。これは、昨年9月に台東区が調査をしたものです。「タブレット端末を配布しているか」「導入しているか」という調査でございます。江東区は配布予定と聞いてございます。電話確認をしましたところ、今年の6月9日に議員向けに操作説明会を実施する予定であると聞いています。それから、中野区につきましては、配布はしていないが、試行ということで、平成25年第2回定例会から一部議員に配布をしているという状況です。豊島区でございますが、平成27年5月に配布し、第2回定例会から試行実施をしているということです。配布目的は、委員会資料等のペーパーレス化や、会議の効率化などということでございました。

この3区が配布、あるいは配布予定ということでございます。

それと併せまして、前期で協議した報告書の内容をお付けしてございますので、参照していただきたいと思っております。

33ページには、論点1「使い方」、論点2「セキュリティ対策」、34ページ、論点3「コスト」、論点4「撮影、録音、発信の取扱い」といったように取りまとめてございます。

35ページにつきましては、現在、既に電子データにより配布をしている資料を、参考資料としてお付けしてございます。併せてご覧いただければと思います。

以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明につきまして、ご意見を賜ります。

委員（佐藤 篤君）

これも宿題として持ち帰りたいので、課題だけ整理したいんですけども、前回の報告書にもあるとおり、結局、タブレット端末の導入目的は何かということに、全て掛かってくると思うんです。ペーパーレスということになると全議員がタブレット端末を持つべきだという方向性になりますし、そうではなくて、タブレット端末、ノートPC含みますけれども、委員会室や本会議場でいろいろ議論を聞きながら、私たちは即時に調べたいからだというのであれば、別にそうじゃない方もいいわけですから、全員導入ということにはなりません。どういう目的でタブレットを持つのかを明確にすべきだと思います。

私個人の意見としては、誰でも自由に使えるように基盤整備だけはしておいて、使うか使わないかは個人の自由だという判断でいいのかと思っています。

委員（大瀬康介君）

私からは、電子端末を使うことは時代のニーズになってきている。熊本の震災時に、電話がつながらないと、いまだにつながりづらいのが実情で、そうしたときに、こうした端末を

通じて皆さんで共用できるネットワークを構築しておくことで、いざというときに連絡が付きやすいと思います。あるいは、議員を集めたいとか、この地域でこういう問題が起きていて、何が必要だとか連絡する必要が出てくると思うので、これは導入すべきです。

どう運用するかは、いろいろなソフトをつくっているメーカーとかを呼んで、検討する時期に来ているんじゃないかと。これ以上、先送りすべきことではないと思いますし、やはり、ペーパーでやるのはすごい効率が悪いと思います。

今後、社会の動向もそうなりますので、これは早くやって、慣れて、使いこなせるようにしなくてははいけないと思います。

委員（浜田ちしゅう君）

私は余り使いこなせていないんですけども、それはそれとして、ペーパーレスの電子化は私も必要だと思います。他の議会では、もう既に自分の判断でノートパソコンを本会議場へ持ち込んで、カチャカチャと打っている人が結構いらっしゃいます。タブレット端末の支給となると、それは当然、本会議場に持ち込むことになりますので、その場合、起動音などの音を出してはいけなとか決めなくてはいけなし、タブレットはいいけれどノートパソコンはだめなのかという話になったときに、そこはきちんと整理しておくべきだと思います。私は賛成ですが、音については特にきちんと検討するべきだと思います。

委員（西村孝幸君）

資料をきちんと確認してより議論を深めるためのタブレットの活用と、ペーパーレスという二つの論点があって、ペーパーレス化で一致するのであれば全員に配るという方向になるでしょうし、もう既に持っていらっしゃる方も何人もいらっしゃる現状でどうするのかというところもあると思います。併せて、事務局の負担についても少し考えなくてはいけなし。

実際、机の上にどんと紙の資料が置かれている現状は、本当にこれでいいのか考える必要はあると思います。委員会資料自体はメール添付でも送っていただいたりしていますし、予算書や各計画書といった紙で配布しなくてはいけなしものもありますが、ああいう形でも構わないので、方向性をきちんと最初に決めることによって流れが決まるのかなと思います。

私は、多少の導入期間はあるにしても、最終的には電子化していくべきと考えていますし、パソコンもタブレットもスマホも、ボーダレスになりますよね、きっと。どれがスマホ、タブレット、パソコンなのか分からない時代が来ますので、その辺も含めて考えていく必要があるだろうと思います。

副座長（加納 進君）

今の論点に沿って、各会派に持ち帰っていただいて、これはもうさんざん議論していますから、そろそろ結論を出すべきかと思います。

加えて、先ほど紹介した地方制度調査会の答申にも出ていましたけれども、積極的にIT機器を活用するという文言もあったと思うんです。ですから、タブレットのみに限らず、モ

ニターなどに映して質疑をするようなことも視野に入れて、ハードの問題も関わってくるので直ちにというのは難しいかも知れませんが、タブレットについてはもう結論出したほうが良いという感じがします。

委員（高柳東彦君）

これは費用対効果の問題だと思うんです。区の予算で議員全員がタブレット端末を持って、それによってどれだけ効率化が図られたのか、議会の活性化が図られたのかということだと思うんです。だから、区民の納得が得られる内容で合意できるのであれば、私は大いに進めていいと思います。

ただ、個人的に言うと、私もやっと去年の暮れにスマホにしたのですが、購入時、今だったらタブレット端末を無料でお付けしますよと言われて、それなら慣れるためにももらっておこうかと思って契約したんですが、ほとんど使わないね、スマホを覚えるので精一杯で。

そういうことで、各会派でよく検討して、そろそろ結論を出したほうがいいかなと。そんなに大した問題じゃないと思うので。

座長（沖山 仁君）

私も個人的にはタブレットやPC、どっちがどうということは分からないので、皆様のご意見をお聞きし、いい方向に向けていただきたいと思います。

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見の取りまとめをお願いいたします。



座長（沖山 仁君）

次に、「区議会ホームページの充実について」でございますが、これも前回、区議会ツイッター、フェイスブック、23区の開設状況、議会報告会の実施について資料を配布しております。この点につきまして、事務局長から説明を願います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

まず、区議会ホームページの充実ということで、前回、23区のツイッター、フェイスブックの開設状況についてご説明をしたところでございます。これは、議会専用のツイッターを設けているところなどを取りまとめたものでございます。

なお、昨日、熊本地震に対する義援金を決定いたしましたので、早速、ツイッターで配信をさせていただきました。

それと、議会報告会の実施につきまして、前期の報告書29ページから30ページの資料をお付けしてございます。前期、板橋区と豊島区の議会報告会を調査しまして、内容をどうするかという論点が一つございました。二つ目の論点として、議員個人の意見をどうするか、三つ目に、実施する回数、時期、四つ目にテーマをどうやって選定するかということが前期は議論がされたというものでございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明につきまして、ご意見を承ります。

委員（加藤 拓君）

まず、ホームページの充実についてですが、今までどこをどうしてほしいのかという意見が余りなくて、ホームページのどの項目を充実したいのか皆さんいろいろご意見があると思いますので、ホームページの充実ということに関しては来月結論を出すということで、まずは皆さん何を望んでいらっしゃるのかを持ち寄る必要があると思います。

それと、SNSの活用についても、やはり考える課題だと思いますので、まず皆さんが何を欲しているのかということから考えるべき問題だと思います。

委員（高柳東彦君）

今回、区のホームページのリニューアルと併せて議会のホームページもリニューアルされていて、私自身は区のホームページは余り使わないので分からないけれども、議会のホームページは前より見やすくなった、操作も検索もしやすくなったと思っているので、基本的にそんなに大きく変える必要はないかと思いますけれども。

委員（大瀬康介君）

確かに、議会のホームページはよくなったと思いますが、そのデータを何年ぐらい残していただけるのか決めておいた方がいいかと。発足当時からずっと残していただければ、さかのぼって見ることができるでしょう。ただ、サーバーのキャパとかもあるので、過去、例えば10年とか20年とかで切られちゃうのか、その辺は明確にしていきたいです。

区議会事務局次長（岐部靖文君）

会議録検索システムはただ記録がそこに出ているだけなので、おそらく余り容量はとっていないと思います。ただ、映像配信のほうはかなりボリュームがありますので、ずっと載せるというわけには、なかなかいかないと思います。

委員（大瀬康介君）

この間も、情報公開した大量の資料をまとめたのですが、DVD2枚に入りました。PDFデータというのは相当入るんですね。

委員（佐藤 篤君）

さっきのタブレット端末とも一部関連しますが、今、大瀬委員がおっしゃったような議事録は当然ですし、それに付随する資料も、本来、しっかりと残していくことにお金を掛けるべきだと思います。ずっと過去のことを検索して拾えるというのは、私たちだけじゃなくて住民の皆さんもアクセス可能性のある図書館的機能として、区議会のホームページはしっかり充実させるべきだと個人的には思います。

それは論点として持ち帰りますけれども、そういったところにしっかり予算を割くべきだと。ホームページの充実という意味では、今は議案しか載っていませんけれども、それに関連する資料のほうは実は区民の皆さんは見やすいわけですから、そういったことが一つテーマだろうと思います。

委員（大瀬康介君）

この間の区長のタウンミーティングのときに、墨田区のホームページの問題が少し出ていて、使いにくいという方が結構いらっしたんです。なぜかと思って見ると、墨田区のホームページはマルチデバイス化しているから言われるのかと。これに慣れていただくには随分時間が掛かるということがありますね。その辺をどういうふうに判断するかですね。

だから、一般の人に分かりやすいホームページにするのか、マルチデバイスは別につくっておくのか、そういうことも考えなくてはいけないのかと思いました。

委員（堀よしあき君）

港区のホームページを見ると、用語解説集というのが載っていました。区議会は専門的な用語が多いじゃないですか。見てくださる方は興味がある方だと思うので、そういう人に対して敷居を下げる意味でも、墨田区でもそういうコーナーを設けていいと思います。

あと、品川区や東京都だと、子ども向けのページがあります。そういうページも設けていかなと、個人的な意見として持っています。

委員（西村孝幸君）

今、堀委員が提案されたことも含めて、それぞれ会派に持ち帰って、加藤委員が言われたように次回にということでしょうか。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見の取りまとめをお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、「議会報告会の実施について」、ご協議願います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

これにつきましても、前期の報告書で出されております。29ページから30ページ、これは先ほどご説明いたしましたので、それを参照していただければと思います。

委員（加藤 拓君）

議会報告会の実施については、我々の会派からもいろいろな自治体に見学に行った議員もおりますし、会派の中でも意見が分かれるところだと思えます。あと、これを議会の基本条例の中でも位置付けるのか位置付けないのか、そういった大きな課題になると思えますので、これについては議会改革検討委員会で答えを出すというよりは、特別委員会で話す内容として仕分けていく方がいいかと思えます。これについても、やはり会派へ持ち帰りたいたと思えますので、よろしく願います。

副座長（加納 進君）

うちとしても、何らかの形で区民へ直接報告する、区民のニーズを把握するという仕組みは必要だと思うんですが、議会報告会がいいのか意見交換会みたいなものがあるのか。こちらからの情報発信だけじゃなくて、区民のニーズを把握するという目的もありますから、次の項目の議会モニターの制度とも絡んでくることだと思えます。ですから、これは大きなテーマなので、議会基本条例に盛り込むかどうか、その辺からの話になると思えますので、舞台を移してやった方がいいと思えます。

委員（高柳東彦君）

今、言われた方向でいいと思えます。私も板橋区と豊島区、両方行きましたけれども、はっきり言って板橋区は全然おもしろくなかった。多分、参加していた区民の方も、あの内容は不満だったと思えます。豊島区は結構おもしろかったかと思えました。

ただ、これは前期にかなり議論したんですよ。なかなかまとまらなかったということもありますので、やはり議会基本条例の中で、こういう活動をどう位置付けるか突っ込んだ議論をして、その上で具体化をするということでもいいと思えますけれども。

委員（大瀬康介君）

議会報告会となると、議会で審議している議案の数は膨大ですので、これを2、3時間で完結できるかという、不可能だと思えます。私自身、毎月2回、区政報告会をやっていますが、できるだけ多くの議案を説明したくても説明し切れません。

だから、議会に対する声を聞く公聴会みたいな形にした方がいいのではないかと。議案の一つ一つを説明して、皆さんからの疑問点に答えていると、時間は幾らあっても足りない。先ほど加納委員からお話があったように、声を聞く会にした方がいいと思えます。

副座長（加納 進君）

大きな仕分けの中にもありましたけれども、開かれた議会という部分に入ってくると思うのですが、手法としてはいろいろなやり方があると思うんです。議会報告会がいいのか、あるいは委員会そのものを休日や夜間に開いて傍聴者を増やすとか、出先の施設でやるとか、そういったことも考えられます。だから、開かれた議会のためにどうするという、大きな枠の中で仕組みを考えればいいという気がします。

委員（西村孝幸君）

私も皆さんと基本的に同じですが、先にやられている議会を見ても、なかなか試行錯誤しながらやられているのが実態だと思います。区長部局は区長1人の意思決定の基にいけるのに対して、議会は合議体としての意見集約、合意形成、最終的には多数決を諮った上での決定事項を報告する形を取らざるを得ない。議会として大事なものは、合意形成、意思決定のプロセスにあると思うんです。

今の議会報告会では、結論的なものが優先的に話されている。そこが難しいところだと思うので、それを反映できるようにするためには、意思決定のプロセスである委員会そのものをもっと見やすいようにするとか、少し考えるべきかなと考えます。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見の取りまとめをお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、「議会モニター制度について」、ご協議願います。議会検討委員会報告書の36ページに資料を記載しています。

委員（加藤 拓君）

先ほど、加納副座長もおっしゃっていましたが、区民ニーズの把握と区民への情報発信は表裏の関係だと思しますので、議会モニター制度という情報発信、区民ニーズの把握については、やはり特別委員会というか、場所を移して話し合うべきものだと思います。議会モニター制度にとどまらず、区民ニーズの把握をどうやっていくべきなのを含めて、会派で話し合ってくるべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（大瀬康介君）

区民ニーズに関しては、多くの方が「区長への手紙」を書いても全く反応がないと、私のところに相談に来られています。だから、「区長への手紙」がどういう形で出されているのかを、まず報告いただきたい。それとモニターを併用してみる必要があるかと思えます。

そして、どのように「区長への手紙」に返信しているのか、全然把握できないんですよ。出しても何も言ってこないという話がほとんどですが、その辺の実態はいかがですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

私も経験がありますけれども、必ずその所管の課長なり部長まで供覧しています。少なくとも課長名で回答するようにはなっておりますので、全然回答がないということはありません。

委員（大瀬康介君）

ということは、誠実な回答が返ってきている。

委員（佐藤 篤君）

ほかの区に比べて回答がものすごく遅いみたいという声は聞きます。

委員（加藤 拓君）

2カ月ぐらいかかったりするみたい、内容によっては。忘れたころに来たと。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見の取りまとめをお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、今後の検討スケジュールでございますが、自民党案に示されております5月の内容に従いまして協議いただくこととなりますが、何かご意見はありませんか。

副座長（加納 進君）

今月の懸案事項について会派で結論を出していただいで報告いただくのと、5月に「これを議論しますよ」とスケジュールに示しておりますので、事前に各会派で議論いただければと思います。ただ、5月は結構大きいテーマですね。

委員（佐藤 篤君）

自民党案としては今日の姿が一番正しいとっていて、論点を整理して持ち帰ると。それを5月に、4月の課題について結論を得る。仕分けについては5月に論点を整理して、また持ち帰るということとなります。

副座長（加納 進君）

先ほど紹介した福島市議会の議会改革も、資料を事前に配布して、論点を整理した上で議論をして、それをもう1回持ち帰るんです。次回、うちの会派はこういう意見ですということまで全て記録に残っているので、非常に分かりやすい。だから、そういうスタイルになるのかなと思います。

座長（沖山 仁君）

それから、今日の結果を見ますと、自民党案で出されました5月の協議、具体的な施策、議題等については、宿題がかなり残っておりますので、その辺の議論を重ねると5月の協議事項まで入ってこない可能性があるかと思いますが、その辺はご理解していただくしかないと思うんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

では、まず、先ほど残されたことから5月は入らせてもらいます。しっかりと結論を出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員（大瀬康介君）

事前に資料が欲しいのがあって、文書質問制度の採用、国における質問主意書、こういうものはどういうものなのか。参考資料が欲しいと思うんですけども。

副座長（加納 進君）

これは、多くの自治体の議会で採用しているかといったら、少ないと思いますけれども、インターネットで検索すると出てくると思います。国会の質問主意書があるじゃないですか。あれと同じような形で、文書で質問をする。

委員（大瀬康介君）

では、「国会 質問主意書」で検索して、トップに出てくるものを見ればいいですか。

副座長（加納 進君）

国会の質問主意書は幾らでも出ていると思います。要するに、議員が質問する時間は限られているので、議会で質問できなかったことを文書で質問する。

委員（高柳東彦君）

都議会なんかではやっているよね。どういう形のものが分からないけれども。

委員（加藤 拓君）

出したものしか答えないし、質問もさせないという方式ですよ、都議会は。どういう仕組みでやっているのかは分かりませんが。

副座長（加納 進君）

乱発すると理事者が仕事にならないという課題はあります。

委員（大瀬康介君）

読み切れないよね。

座長（沖山 仁君）

それでは、先ほどお話ししたとおり、今月の議題と具体的な施策で出されたものが未解決になっておりますので、それは次回に持ち越していただきます。そして、時間が余り次第、ここに書かれている5月の課題についての結果報告を踏まえながら協議させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

本日の協議事項は、以上でございます。



座長（沖山 仁君）

次に、次回の開会日時についてであります。いかがいたしましょうか。

委員（高柳東彦君）

月1回で。

委員（佐藤 篤君）

それはスケジュールに応じてということで、よろしいですか。閑散期は2回でも3回でもできます。

委員（加藤 拓君）

我々の会派は大所帯でございます。意見をまとめるにもやや時間が掛かる傾向がございますので、できれば5月20日前後にしていただきたい。3週目にしていただければと思うんですが。

座長（沖山 仁君）

それでは、5月17日、観光対策等調査特別委員会が午後1時からございますので、それが終わり次第、議会改革検討委員会を開会させていただきます。

委員（高柳東彦君）

こういう会議だから、終わり次第という決め方は余り望ましくない。例えば午後3時なら午後3時としておいて、観光対策等調査特別委員会が終わらなかつたら少しずれ込むこともあり得るとしておかないと。

座長（沖山 仁君）

それでは、5月17日午後3時からといたします。改めて通知はいたしませんので、さようご承知願います。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

以上で、第5回議会改革検討委員会を閉会いたします。

午前11時52分閉会